

時 期	復旧・復興段階
区 分	産業・雇用
分 野	農林水産業
検 証 項 目	水産業関連施設等

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、激甚災害法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害等復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）施設管理者 ただし、以下の行政行為は、第1号法定受託事務である。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき行う、都道府県から国への災害報告及び国庫負担申請
財 源	自主財源 ただし、 ・漁港について、災害復旧事業費に応じて、3分の2以上の補助率で ・漁業用施設については、災害復旧事業費に応じて、65%以上の補助率で ・水産業共同利用施設については、災害復旧事業費に応じて、20%以上の補助率で国庫補助があり、激甚災害の指定を受けた場合は、補助率が高上げされる。
概 要	兵庫県は、漁業活動に支障が生じないよう、県内漁港の復旧工事に取り組んだ。漁港施設等の復旧事業費については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法や、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく国庫補助を受けた。また、災害査定設計書の作成や、工事の進行管理に際しては、他県からの応援職員を得た。 農林水産省等は、有識者による耐震性の調査・検討結果を踏まえ、安全性を向上するための設計震度の引き上げ、重要な施設についての液状化対策の強化等の耐震設計基準の見直しを行った。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>3月7日～3月10日、漁港等、公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法関係分）の災害査定を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県]</p> <p>3月20日～3月25日、水産業共同利用施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律分）の災害査定を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた農林漁業者、中小企業等に対し、農林漁業金融公庫（農林漁業施設資金、卸売市場近代化資金等の加工流通関係資金）及び中小企業金融公庫（災害復旧貸付）等の貸付利率を当初3年間3.0%（利子助成により実質2.5%）とし、農林漁業施設資金の主務大臣指定施設の貸付限度額を引き上げる特別措置を行うとともに、自作農維持資金、沿岸漁業経営安定資金等の経営維持、安定資金の円滑な融通を行った。また、関係機関に対し、既往借入制度資金の償還条件を緩和した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p203]</p> <p>農林水産省は、農地、農業用施設、林地及び漁港施設等の災害復旧うち、緊急復旧を要するものについては、直ちに応急工事を実施することとした。また、農地、農業用施設、林地及び漁港施設及びの災害復旧事業等への補助、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業等への補助、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p183]</p> <p>農林水産省は、本災害が激甚災害に指定されたことにより、公共土木施設、農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の災害復旧事業等に係る国庫負担率の高上げを行う特別措置を講じた。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p183]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 県の欄を参照 農林水産施設全体の復旧事業費については、「ID125農業施設等」を参照。</p>

県

阪神・淡路大震災に対して取った措置

二次災害防止と危険箇所での安全確保が必要な漁港については、応急復旧を実施することとし、応急工事に必要な現地測量及び応急工事設計書を作成した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

1月31日、水産庁の第2次調査団との現地協議を踏まえ、応急工事に着手した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

洲本農林水産事務所及び関係市町の職員が不足しているため、他府県職員及び漁港漁村関係団体等から技術者の派遣協力を要請した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

2月18日以降、他府県からの派遣職員等の協力を得て、災害査定設計書を作成した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

3月15日に、公共土木施設分の災害査定で保留となった設計に関する関係省庁との協議を行い、保留工事の解除を受けた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

3月16日以降、災害査定を受けた公共土木施設分の実施設計書作成準備を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

4月1日、洲本農林水産事務所漁港課において、他府県からの応援職員8人を採用した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

災害復旧工事については、以下の点を配慮した。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会]

- ・各漁港で一斉に工事を実施することになるため、漁業活動に支障が生じないようにする。
- ・復旧断面に採用した直立消波ブロックの製作ヤードを確保する。
- ・復旧工事に伴って発生する建設残土及びコンクリート殻の処分地を確保する。
- ・淡路管内においては、定期的に地元漁協と打ち合わせの機会を設ける。
- ・公共土木施設と水産業共同利用施設の災害復旧工事現場が隣接する箇所については、互いの工事工程の調整を行う。

漁港の主な災害復旧について整理すると、下表のとおりである。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p349]

漁港名	市町名	工種	延長	被害の概要	応急工事の概要	備考
垂水	神戸市	中央埠頭 -5.0岸壁 -3.0岸壁	L=100m L=80m	荷捌き岸壁が60cm前出し、エプロンが80cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装(中央駐車場の砂利の充填と簡易舗装)	1/25現地にて 応急工事指示 1/26から応急 工事着手
		道路	L=20m	給油岸壁のエプロンが70cm沈下し、かつ道路に亀裂が生じ給油が困難	岸壁と道路、給油埠頭の段差解消のため砂利と簡易舗装	
		道路	L=60m	道路に地割れ、亀裂が発生し、活魚車両基地への進入が困難	地割れの大きい箇所の砂利充填と簡易舗装	
塩屋	神戸市	-2.5物揚場 -2.0物揚場	L=33m L=160m	物揚場が50cm～1m前出し、エプロンが70cm沈下のため、漁業活動が困難	用地と物揚場との段差解消のために砂利充填と簡易舗装	
		道路	L=105m	海苔加工場周辺の道路を中心に、地割れ亀裂が発生し、通行不能	地割れの大きい箇所の砂利充填と簡易舗装	
林崎	明石市	-3.5岸壁	L=36m	荷捌き岸壁が20cm前出し、エプロンが70cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装	
仮屋 (仮屋地区)	東浦町	-3.0岸壁	L=110m	荷捌き岸壁が50cm前出し、エプロンが50cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装	1/26現地にて 応急工事指示 1/27から応急 工事着手
		護岸	L=5m	上部工とエプロン舗装の間に20cm～50cmの隙間があり、漁業活動に困難	上部工とエプロン舗装の隙間に砂利を充填し、簡易舗装	
		道路	幹線道路	荷捌き地用地、道路に地割れ、亀裂が生じ、漁業活動に困難	幹線道路のうち、地割れの大きい箇所の砂利充填と簡易舗装	
仮屋 (森地区)	淡路町	-2.0物揚場	L=130m	荷捌き岸壁が20cm前出し、エプロンが50cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装	1/26現地にて 応急工事指示 1/27から応急 工事着手
		道路	幹線道路	荷捌き地用地、道路に地割れ、亀裂が生じ、漁業活動に困難	幹線道路のうち、地割れの大きい箇所の砂利充填と簡易舗装	

富島	北路町	-3.0岸壁 -2.0物揚場	L=110m L=110m	荷捌き岸壁が30cm前出し、エブロンが50cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装(一部排水工を整備)	
		道路	一部道路	荷捌き地用地、道路に地割れ、亀裂が生じ、漁業活動に困難	一部道路のうち、地割れの大きい箇所へのバリケード等の設置	
浅野	北路町	-2.0物揚場	L=345m	荷捌き物揚場が30cm前出し、エブロンが30cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装	
		道路	幹線道路	荷捌き地用地、道路に地割れ、亀裂が生じ、漁業活動に困難	幹線道路のうち、地割れの大きい箇所の砂利充填と簡易舗装	
育波	北路町	-3.0岸壁	L=150m	荷捌き物揚場が40cm前出し、エブロンが45cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装	1/27現地にて 応急工事指示 1/28から応急 工事着手
		-2.0物揚場	L=115m	荷捌き物揚場が30cm前出し、エブロンが30cm沈下のため、漁業活動が困難	荷捌き地と岸壁の段差解消のために砂利充填と簡易舗装	
		道路	幹線道路	荷捌き地用地、道路に地割れ、亀裂が生じ、漁業活動に困難	幹線道路のうち、地割れの大きい箇所の砂利充填と簡易舗装	

重要施設として定めた漁港は、下表のとおりである。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p351]

	漁港名	種別	所在地	施設名	延長(m)	復旧工法	理由
本土側	垂水	2	神戸市	- 5.0m岸壁	100	栈橋式	荷捌き所
				- 3.0m岸壁(東)	70		"
				- 3.0m岸壁(西)	50		"
淡路側	林崎2港	2	明石市	- 3.5m岸壁	183	直立消波	荷捌き所
				4箇所	403m		
	尾崎仮屋(仮屋)	県2種	一宮町 東浦町	- 2.0m物揚場	140	直積消波	荷捌き所
				- 2.0m物揚場	230	直積消波	荷捌き所
	浅野育波富島5港	町2種 県2種 県2種	北淡町 北淡町 北淡町	- 2.0m物揚場	200	直積消波	荷捌き所
				- 3.0m岸壁	280	直積消波	給油施設と荷捌き所
				- 3.0m岸壁	197	直積消波	荷捌き所
	5箇所		1047m				

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

漁港関連被害額は、198億8,300万円と推定された。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

平成7年8月末時点では、漁港復旧工事の全体の概ね8割程度が契約完了した。工事進捗状況は概ね2割程度である。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

平成7年9月末時点では、公共土木施設分(全体で18漁港80箇所)のうち、県営漁港6箇所、市町営漁港6箇所の災害復旧工事が完了した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

平成7年11月末時点では、公共土木施設分(全体で18漁港80箇所)のうち、県営漁港10箇所、市町営漁港12箇所が復旧工事完了した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

平成8年1月末時点では、公共土木施設分(全体で18漁港80箇所)のうち、県営漁港で16箇所、市町営漁港で30箇所の災害復旧工事が完了した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

平成8年3月末時点では、公共土木施設分(全体で18漁港80箇所)のうち、神戸市の垂水、塩屋、二漁港の一部を除いて76箇所の災害復旧工事が完了した。また、農林水産施設の災害復旧事業として、神戸市の須磨、垂水、東灘の三漁港、6箇所の工事も完了した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p140-142]

市 町	阪神・淡路大震災に対して取った措置 県の欄を参照。 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 県の欄を参照。
そ の 他	阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 漁港施設の耐震設計基準の見直し

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p306]

- ・有識者による耐震性の調査・検討結果を踏まえ、安全性を向上するための設計震度の引き上げ、重要な施設についての液状化対策の強化等の耐震設計基準の見直しを行った。

海岸保全施設の耐震設計基準の見直し

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p306]

- ・海岸関係4省庁（農林水産省、水産庁、運輸省、建設省）は、共同して、「海岸保全施設の耐震性に関する技術検討委員会」を設け、海岸保全施設の被災原因の整理・分析を行い、耐震点検マニュアルを整備し耐震点検を実施するとともに、耐震性向上対策として安全性を向上させるための設計震度の引き上げ等の耐震設計基準の見直しを行った。

海岸事業長期計画の策定 [『漁業白書（平成9年）』水産庁]、[『運輸白書（平成10年）』] [国土交通省河川局ホームページ (http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/jigyuu/kaigan_c.html)]、

- ・平成8年に、同年度を初年度とする「第6次海岸事業七箇年計画」を策定し、平成14年度までは同計画に基づいて海岸保全施設の整備を行ってきた。
- ・平成15年には、社会資本整備重点計画法に基づき、同年度を初年度とする「社会資本整備重点計画」策定した。
- ・社会資本整備重点計画に基づき、津波・高潮等の災害から国土の保全を図り、漁港・海岸の背後に密集する漁業集落の生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保するとともに、生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を目指して、海岸保全施設の整備を行っている。

漁港の防災対策等 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局]

- ・農林水産省においては、災害に強い漁港・漁村づくりを進めるため、漁港施設の耐震性の確保及び液状化の防止を図るとともに、避難道路、避難広場、安全情報伝達施設等の整備を実施している。また、災害時の救援活動、緊急輸送等の拠点となる漁港の整備を実施している。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（平成10年3月31日法律第22号） [『農業白書（平成10年）』農林水産省]、[『漁業白書（平成10年）』水産庁]

- ・農林水産業施設の災害復旧事業の効率的な実施を図るため、平成10年3月に農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律が改正された。主な改正点は、以下のとおり。

国の補助事業としての採択限度額を40万円に引き上げた

1箇所工事とみなす範囲を150mに拡大した（漁港施設については100mに拡大）

海岸法の改正（平成11年） [「海岸法の一部を改正する法律案について」建設省河川局記者発表資料（平成11年2月）]

- ・防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、海岸法が改正された。その概要は、以下のとおりである。
- ・海岸法の改正に伴い、各都道府県において海岸保全計画が策定された。

「海岸法の一部を改正する法律案について」

平成11年2月 建設省河川局

防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、法目的の改正を行い、国有海浜地をすべて法の対象とするとともに、計画制度の見直し、市町村参加の促進、国による直轄管理制度の導入を行う。

(1) 総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、「海岸の防護」に加え、「環境」と「利用」を目的に位置づける。

- ・砂浜の保全・回復を促進
- ・油濁等への適切な対応により海岸環境等を維持
- ・自動車の乗り入れ、船舶の放置等を制限

(2) 海岸法が適用されていない国有海浜地を一般公共海岸区域として新たに位置づけ、適切に管理する。

日本の海岸線の延長（約3万5千km）

- ・海岸保全区域（従来の対象区域） 約1万4千km
- ・一般公共海岸区域（新たに対象区域に追加） 約1万4千km
- ・その他（河川、道路、民有地等） 約 7千km

- (3) 防護、利用、環境の調和のとれた海岸を形成するため、国が海岸保全基本法を、都道府県が海岸保全基本計画を策定することとし、施設設備等については市町村、地域住民等の意向を反映できるよう措置する。
- (4) 市町村が都道府県等との協議により占用許可等の日常的な海岸の管理を行うことができるように措置する。
- (5) 国土保全上極めて重要な海岸（沖ノ鳥島を予定）について全額国の負担により国が直接管理できるように措置する。

資料：建設省（当時）河川局記者発表資料「海岸法の一部を改正する法律案について」

津波・高潮防災ステーションの整備 [水産庁漁港漁場整備部ホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/gyokogyojo/right.htm>)]、[『国土交通白書（平成15年）』国土交通省]

- ・これまで推進してきた津波防災ステーションの制度を拡充し、「津波・高潮防災ステーション」を海岸省庁が連携して整備している。
- ・これは、津波、高潮災害の危険性が高く、事業の実施により津波、高潮に対する防護効果が有効に発揮される地域を対象に、以下の施設整備を実施するものである。
 - 水門、陸閘等の新設・改良を含む遠隔操作化に必要な機器の設置
 - 遠隔操作を一元的に行う制御設備及び当該施設を収容する建屋の整備
 - 水門、陸閘等の海岸保全施設と一体となって整備する潮位計、波高計、風速計、風向計等の観測機器の設置
 - 水門、陸閘等の開閉情報等を海岸利用者等に伝達する安全情報伝達施設の整備

漁港漁場整備法の制定（平成13年6月）[水産庁漁港漁場整備部ホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/gyokogyojo/right.htm>)]

- ・平成13年6月、第151国会において、「漁港漁場整備法」が成立した。これは、これまで、漁港の整備については漁港法、漁場の整備については沿岸漁場整備開発法に基づき、それぞれ別々の計画制度の下で行われてきたが、これらの整備を総合的・計画的に推進することを主眼としたものである。
- ・同法に基づき、平成14年3月には、平成14年度を初年度とする「漁港漁場整備長期計画」が策定された。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

県

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み

淡路地域の港湾・漁港における高潮・海岸侵食対策の推進 [淡路地域の『社会基盤整備の基本方針』及び『社会基盤整備プログラム』兵庫県淡路県民局県土整備部]

- ・淡路の市街地、集落は港湾、漁港を中心として形成されたところが多くあることから、市街地、集落の安全確保のため、高潮、海岸侵食対策に取り組んでいる。

『公園島淡路の創造：社会基盤整備の基本方針』において掲げられた主要事業（漁港関連分）

基本施策	事業名	漁港名	事業場所	概要	事業主体
基本施策3 地域産業と暮らしを支援する基盤整備	漁港改築	富島漁港	北淡町富島	漁港整備 防波堤 L = 300m 物揚場 L = 285m他	地域振興部
	漁港改築	丸山漁港	西淡町阿那賀	漁港整備 防波堤 L = 255m 物揚場 L = 190m他	地域振興部
	漁港改築	沼島漁港	南淡町沼島	漁港整備 防波堤 L = 320m 物揚場 L = 180m 護岸他 L = 170m	地域振興部

	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
そ の 他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>阪神・淡路大震災は、水産業にも甚大な被害をもたらし、各地の漁港施設を中心に共同施設、個人施設などに及んだ。住宅の損壊で避難生活を余儀なくされた漁業者もあり、特に淡路北部、神戸市、明石市の被災地では漁業活動が一時麻痺状態に陥った。(中略)漁船漁業では、漁港や荷さばき施設の損壊で出漁不能となったり、また、道路事情や需要の低下などもあって、被災各地及び周辺各地で休漁が続いた。また、間接的な影響としては、但馬地区への観光客の激減により、冬の主力魚種であるズワイガニの浜値が一時、平年の半分から4分の1にまで暴落したのをはじめ、多くの魚種で値がつかず、さらに観光客を当て込んだ水産加工業や民宿業にも深刻な影響を及ぼした。(『阪神・淡路大震災復興誌 [第7巻]』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p>	
課題の整理	
漁港、水産業施設の耐震化	
今後の考え方など	
<p>○これまで事例の少ない大規模直下型地震における漁港復旧工法の検討結果や、他府県及び関係団体による応援体制の確立と実施、迅速で円滑な復旧に向けての審査申請作業の効率化の工夫は、今後、同様の地震が発生した際に大きいに参考になると考えられる。(農林水産省)</p> <p>○復興10年総括検証においても総合的集落環境整備制度の創設など災害に強い漁港づくりについての提言がなされている。(兵庫県)</p> <p>災害に強い漁港施設の整備を進める。(神戸市)</p> <p>一時避難、緊急食料供給等対応できる機能を持つ漁港施設の整備と適正な管理を行う。(神戸市)</p>	